

利用停止請求書の記載方法

1 「氏名」、「住所又は居所」、「連絡先」欄

本人の氏名、住所又は居所及び連絡先を記載してください。

ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、連絡先の電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び連絡先を記載してください。法人による利用停止請求の場合は、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

2 「1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」欄

3 ①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「2 利用停止請求に係る保有個人情報の内容」欄

「開示決定（部分開示決定）通知書の文書番号」欄には、送付のあった開示決定（部分開示決定）通知書の右上に記載のある文書番号（例：1 2 3－1 2 3 4）を記載してください。

「開示を受けた保有個人情報の名称等」欄には、保有個人情報の名称等を記載してください。

なお、個人情報の保護に関する法律により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）

② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

4 「3 利用停止請求の趣旨及び理由」欄

利用停止請求の趣旨（利用の停止、消去、提供の停止等、請求する内容）及びその理由（利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠）について明確かつ簡潔に記載してください。

なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 「4 利用停止請求者の本人確認等に必要な事項」欄

利用停止請求者について、該当する番号に○印を記載してください。

利用停止請求者の本人確認書類については、次のとおりです。

(1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて準用する同令第21条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

また、「利用停止請求者の本人確認書類」欄に、提示又は提出する書類の該当する番号に○印を記載してください。その他の書類に該当する場合は、

（ ）に書類名を記載してください。

どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

（注） 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限りま

す。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

また、「利用停止請求者の本人確認書類」欄に、提示又は提出する書類の該当する番号に○印を記載してください。その他の書類に該当する場合は、（ ）に書類名を記載してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、資格確認書を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

※ 以下の欄は、法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ、記載が必要です。

6 「5 本人の状況等」欄

「本人の状況」欄は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の状況の該当す

る番号に○印を記載してください。本人が未成年の場合は、本人の生年月日も記載してください。

「本人の氏名」及び「本人の住所又は居所」欄は、利用停止請求に係る保有個人情報中の本人の氏名、住所又は居所及び連絡先を記入してください。

7 「6 請求資格確認書類」欄

(1) 法定代理人が利用停止請求をする場合

法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

また、「法定代理人が請求する場合」欄に、提示又は提出する書類の該当する番号に○印を記載してください。その他の書類に該当する場合は、（ ）に書類名を記載してください。

(2) 任意代理人が利用停止請求をする場合

任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

また、「任意代理人が請求する場合」欄に、提示又は提出する書類の該当する番号に○印を記載してください。その他の書類に該当する場合は、（ ）に書類名を記載してください。